

## 東京医療保健大学医療保健学部入学試験実施委員会規程

### (設置)

第1条 医療保健学部の入学試験（以下「入試」という。）に関し、妥当性を検証し、入試の企画・運営・実行を進めるため、医療保健学部入学試験実施委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 委員会は、次の者をもって構成する。

(1) 教授会において任命する教員

(2) 入試事務部長

2 学部長は、必要に応じて出席することができる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見等を聴取することができる。

### (審議事項)

第3条 委員会は、医療保健学部に関する次の事項を所掌し、審議・提案する。

(1) アドミッション・ポリシーに関すること。

(2) 入学者選抜試験の実施に関すること。

(3) 入試問題作成及び選抜方法に関すること。

(4) 入学者選抜基準及び採点基準に関すること。

(5) その他入学者選抜に関すること。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、医療保健学部・研究科運営会議において任命する。

### (議事)

第5条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

### (事務)

第6条 委員会に関する事務は、入試事務部が行う。

### 附 則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

### 附 則

この規程は、平成22年12月8日より施行する。

### 附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

### 附 則

この規程の改正は、令和7年4月1日より施行する。